

【記入例】



←捨印

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 27年 8月 7日

岐阜県知事 殿

譲受人 氏名 多治見 太郎  
譲渡人 氏名 陶都 花子

印  
印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所				職業				
	譲受人	多治見 太郎	多治見市日ノ出町2丁目15番地 水野アパート201				会社員				
	譲渡人	陶都 花子	多治見市陶都町1丁目22番地				農業				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	権利者の氏名又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
	志野町五丁目	84番	田	田	511㎡	一毛作	480 kg	-	-	市街化調整区域	
						以下	余白				
計		511 ㎡ (田 511 ㎡、畑			㎡、採草放牧地	㎡)					
3 転用計画	(1) 転用の目的	自己住宅		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細 譲受人は現在アパートに住んでいるが、家族が増え、アパートが手狭になり、申請地に分家住宅を建築するものです							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	許可日から 年 月 日から 永久 年間									
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画		第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
土地造成					511 ㎡				511 ㎡		
建築物		住宅	1	185 ㎡	511		1	185 ㎡	511		
小計				185	511		1	185	511		
工作物											
小計											
計		1	185	511		1	185	511			
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別			権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
	所有権	設定 移転			受理あり次第		永年				
5 資金調達についての計画	工事費： 造成費 1,000 万円 建築費 2,500 万円 計 3,500 万円 資金調達： 自己資金 1,000 万円 借入金 2,500 万円 計 3,500 万円										
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	申請費は西側に市道、東側・北側は宅地、南側は自己所有の農地のため、他の農地への影響はありません。雨水等は道路側溝に排水します。なお、工事施行に当たっては、周辺に被害を及ぼさないよう注意を払い、万が一被害が発生した場合には、申請者の責任において補償します。										
7 その他参考となるべき事項	(記載要領8により記載してください)										

(記載要領)

1. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
3. 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
4. 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
5. 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
6. 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
7. 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
8. 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。